

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号			
手続名	信託の引き受け事業を行う農業協同組合への信託に係る申立 < 1 >			根拠条項	第11条の45			
審査基準	<p>信託法（平成18年12月15日 法律第108号）</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第46条 受託者の信託事務の処理に関し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。</p> <p>（受託者の辞任）</p> <p>第57条 略</p> <p>② 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。</p> <p>（受託者の解任）</p> <p>第58条 略</p> <p>②・③略</p> <p>④ 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。</p> <p>第62条 略</p> <p>②～③ 略</p> <p>④ 第一項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。</p> <p>（信託財産管理命令）</p> <p>第63条 第56条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この款において「信託財産管理命令」という。）をすることができる。</p>							
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 No.

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号				
手続名	信託の引き受け事業を行う農業協同組合への信託に係る申立 < 2 >			根拠条項	第11条の45				
審査基準	<p>(信託財産管理者の選任等)</p> <p>第64条 略</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>⑥ 信託財産管理命令を取り消す裁判があったとき、又は信託財産管理命令があった後に新受託者が選任された場合において当該新受託者が信託財産管理命令の登記若しくは登録の抹消の嘱託の申立てをしたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。</p> <p>(信託財産管理者の権限)</p> <p>第66条 略</p> <p>② 二人以上の信託財産管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 信託財産管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>1 保存行為</p> <p>2 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為</p> <p>(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)</p> <p>第150条 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。</p> <p>第165条 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。</p> <p>※佐賀県農業協同組合法施行規則第10条に明記</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	No.	